

最高裁秘書第597号

平成30年2月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

2月1日付け（同月5日受付，最高裁秘書第456号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
第71期司法修習生に対する兼業許可の状況が分かる文書
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は，作成又は取得していない。